特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	個人住民税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桶川市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生せるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	個人住民税に関する事務では、事務の一部を外部に委託しているため、秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県桶川市長

公表日

令和6年7月10日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	個人住民税の賦課、決定に関する事務
③システムの名称	個人住民税システム、確定申告受付システム、地方税電子申告支援サービス（eLTAX）、課税原票管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル、確定申告書印刷ファイル、収支内訳印刷ファイル、住宅借入金等計算明細印刷ファイル、地方税電子申告情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表の24の項及び地方税法等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、第10号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市長村長」の項のうち、第4欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83，84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項） （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市長村長」の項のうち、第2欄（特定個人番号利用事務事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項（48の項）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画財政部税務課市民税係
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課総務・情報公開係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号　電話　048－786－3211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	企画財政部税務課市民税係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号　電話　048－786－3211

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[　　] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	Ⅰ－5. 評価実施機関における担当部署　①部署	総務部税務課市民税グループ	総務部税務課市民税係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅰ－5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	課長　川辺　吉展	税務課長	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅰ－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	総務部総務課情報公開・文書グループ	総務部総務課総務・情報公開係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅰ－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅰ－8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	総務部税務課市民税グループ	総務部税務課市民税係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅰ－8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅱ－1. 対象人数　いつの時点の計数か	平成27年5月1日　時点	平成30年12月1日　時点	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅱ－2. 取扱者数　いつの時点の計数か	平成27年5月1日　時点	平成30年12月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅱ－1. 対象人数　いつの時点の計数か	平成30年12月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅱ－2. 取扱者数　いつの時点の計数か	平成30年12月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅳ　リスク対策	なし	項目を追加	事後	評価書の様式変更
令和2年5月27日	Ⅱ－1. 対象人数　いつの時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	評価の再実施をしたため
令和2年5月27日	Ⅱ－2. 取扱者数　いつの時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	評価の再実施をしたため
令和3年6月18日	Ⅱ－1. 対象人数　いつの時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和3年6月18日	Ⅱ－2. 取扱者数　いつの時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅰ－4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	番号法第19条第8号、第10号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅰ－5. ①部署	総務部税務課市民税係	企画財政部税務課市民税係	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅰ－8. 連絡先	総務部税務課市民税係	企画財政部税務課市民税係	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅱ－1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	見直しを実施したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	Ⅱ－2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ－1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ－2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	確認し	認識し	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅰ－3. 法令上の根拠	番号法別表1の16の項	番号法別表の24の項	事後	法改正のため
令和6年7月10日	Ⅰ－4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、第10号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市長村長」の項のうち、第2欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）	番号法第19条第8号、第10号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市長村長」の項のうち、第4欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83，84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項） （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市長村長」の項のうち、第2欄（特定個人番号利用事務事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項（48の項）	事後	法改正のため
令和6年7月10日	Ⅱ－1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅱ－2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	見直しを実施したため